

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和3年4月1日現在）

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	111	13.2%	主事補	12	225	26.8%	係員級
				主事	96			
				技師	3			
				計	111			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	114	13.6%	主事	102			
				技師	12			
				計	114			
3級	主幹の職務	180	21.4%	主幹	180	180	21.4%	主幹級
				計	180			
4級	係長又は主査の職務	247	29.4%	係長	228	247	29.4%	係長級
				主任	19			
				計	247			
5級	課長補佐又は課内室の長の職務	107	12.7%	課長補佐	94	107	12.7%	課長補佐級
				次長補佐	5			
				館長	2			
				所長	4			
				室長	2			
				計	107			
6級	課長、副参事、委員会等の事務局長の職務	62	7.4%	課長	43	62	7.4%	課長級
				次長	1			
				事務局長	1			
				副参事	17			
				計	62			
7級	副部長、参事又は委員会等の事務局長の職務	5	0.6%	副部長	3	5	0.6%	副部長級
				参事	2			
				計	5			
8級	部長又は困難な業務を行う委員会等の事務局長の職務	14	1.7%	部長	10	14	1.7%	部長級
				事務局長	1			
				理事	3			
				計	14			
合計		840	100%					

※上記のほか再任用職員38人。

医療職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医療業務を行う職務	0	0.0%			0	0.0%	
				計	0			
2級	高度の知識経験に基づき医療 業務を行う職務	0	0.0%			0	0.0%	
				計	0			
3級	相当高度の知識経験に基づき 医療業務を行う職務	0	0.0%			0	0.0%	
				計	0			
4級	困難な医療業務を行う職務	1	100.0%	医師	1	1	100.0%	課 長 級
				計	1			
5級	特に困難な医療業務を行う職務	0	0.0%			0	0.0%	
				計	0			
合計		1	100%					

※上記のほか特定任期付職員1人。

就業規則給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	技能職員又は労務職員（以下 「技能労務職員」をいう。） の職務	0	0.0%		0	0	0.0%	/
				計	0			
2級	相当の技能又は経験を必要と する業務を行う技能労務職員 の職務	0	0.0%		0	0	0.0%	/
				計	0			
3級	1 高度の技能又は経験を必要 とする業務を行う技能労務 職員の職務 2 数名の技能労務職員を指 1 多数の技能労務職員を指 揮 監督する者の職務	8	100.0%	技手	8	8	100.0%	/
				計	8			
4級	2 職務の内容、責任の度が 前	0	0.0%		0	0	0.0%	/
				計	0			
5級	1 極めて多数の技能労務職 員を指揮監督する者の職務 2 職務の内容、責任の度が 前	0	0.0%		0	0	0.0%	/
				計	0			
合計		8	100%					

※上記のほか再任用職員3人。